

二期目の市政運営にあたって

所沢市長 藤本 正人



先の市長選挙において、市民の皆様より負託をいただき、引き続き市政の重責を担わせていただくこととなりました。改めて就任のごあいさつを申し上げます。

さて、私が市長を志した原点は、東日本大震災と原発事故でありました。当時は多くの人が絆の大切さと自然への畏怖を痛感したものです。そこで私は「人と人の絆」と「人と自然との共生」を目指し、未来の子どもたちに今の大人が何を残し伝えるか、「継承」を意識して、各施策に取り組んでまいりました。

具体的には「教育」「環境」「福祉・自治」「文化・ブランド」「行政」の5つの分野に公約を掲げました。

例えば、教育現場への人的支援の拡充や、新たな3学期制の実現、マチごとエコタウン所沢構想を策定し自然再生エネルギーの普及や緑の保全に具体的に取り組んできました。

また、条例を作って自治会活動や市民参加のまちづくりを支援したり、保育園の定員を増やしたり（全民間保育園の3割分）、小児初期救急診療体制の整備、（仮称）こどもと福祉の未来館の設置、音楽のあるまちづくりの推進、第2・第4土曜日の休日開庁、第1土曜日の家庭ごみの受け入れなど、一つ一つ着実に実現してまいりました。

さらに、今後も避けられない働く世代の人口減少と福祉費の増大を見据え、各施策を財源的に支えるために、市内5カ所の土地利用転換を後期基本計画に位置付け、さまざまな企業支援の仕組みを実施してきます。

そして、旧所沢浄化センター跡地への株式会社OKAWAの進出、所沢駅西口の区画整理・再開発事業、西所沢駅西口改札や米軍通信基地東西連絡道路の計画も具体化したところでもあります。

二期目の市政運営においては、新たに「健康長寿のまち所沢」に加え、動き出したまちづくりとともに施策を進めてまいります。

まず、「教育・子ども」日本一子どもを大切にすまち所沢実現のため、教育力の質向上、学校への地域の力の導入、トイレの洋式化、児童クラブの改修やぼうかごところとの一体化事業などを新たに進めます。

『環境』マチごとエコタウン所沢では、街なか（市街化区域）の緑の保全、太陽光発電の低価格導入、生ごみなどの資源化徹底などにも取り組めます。

『福祉・自治』人と人の絆を実感できるまち所沢では、自治会活動支援策をさらに充実するとともに、（仮称）こどもと福祉の未来館で発達障害児支援を進めます。また、障害者差別解消条例を制定します。

『文化・ブランド』文化の薫るまち所沢では、ブランド創出や音楽のあるまちづくりや農のあるまちづくりを進め、さまざまな魅力的な施策を実現します。

『行政』超親切的な役所では、コンビニでの住民票の発行、市内にパスポートセンターを設置します。

そして、新たに加えた『健康長寿』思わず歩いてしまおう素敵なまち所沢では、歩くポイントが貯まる健康マイレージを導入し、健康寿命県内1位を目指します。

そして、これら施策を支えるものとして成長作戦IIまちの活性化に引き続き取り組んでまいります。株式会社OKAWAとのCOOL JAPAN FOREST構想、市内5カ所の土地利用転換、所沢駅周辺のまちづくりを成功させ、さらに旧市庁舎跡地等の活用、ホテルの誘致、狭山湖周辺の魅力アップ策などを検討します。

さあ、自然と共生した中で、支え合い助け合う、人間力が発揮される大きな社会と一緒に作っていくではありませんか。私たち大人が背中をそれを示すことで「善きふるさと所沢」が、きっと子どもたちに継承されるはずなのです。

今後とも、市民の皆様の一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

平成28年度 固定資産税・都市計画税の課税に関するお知らせ

◆住宅建て替え中に1月1日を迎える土地の所有者の方へ

平成28年1月1日（賦課期日）に住宅を建て替え中（未完成）の土地は、次の①～⑥の要件を全て満たす土地は、住宅用地としての軽減措置を継続します。該当者は申告してください。

- ①平成27年1月1日に住宅があったこと（住宅用地であったこと）
- ②28年1月1日に住宅の建て替え工事に着手していること
- ③28年12月31日までに住宅が完成すること
- ④原則として、建て替えの前後で敷地が同じであること
- ⑤原則として、27年1月1日と28年1月1日の土地所有者が同じであること（共有となっても可）
- ⑥原則として、27年1月1日と28年1月1日の住宅所有者が同じであること（共有となっても可）

◆小規模住宅用地に係る軽減措置

小規模住宅用地の課税標準額は、固定資産税は評価額の6分の1、都市計画税は3分の1とします。一般住宅用地の課税標準額は、固定資産税は評価額の3分の1、都市計画税は3分の2とします。

◆土地の利用状況が変わると固定資産税・都市計画税の課税が変わることがあります

住宅を壊して駐車場にしたり、駐車場だったところにアパートを建てたりすると、地目や税額が変わることがあります。固定資産税・都市計画税の評価上の地目は、賦課期日（28年1月1日）の利用状況で決まります（土地の利用状況に変更がある場合はご連絡ください）。

◆調査にご協力をお願いします

土地の分筆、合筆などに伴い利用状況が変更された土地、27年中に新築・増築された家屋の調査に固定資産評価補助員証を携行した市の職員が伺います。また、家屋の取り壊しをされた方はご連絡ください。

◆償却資産（事業用資産）の申告
固定資産税は、土地や家屋のほか償却資産も課税の対象です。市内で事業をしている方（賃貸駐車場やアパート経営も含む）は、28年1月1日現在所有している償却資産について申告書を作成の上、資産税課へ提出（郵送可）してください。12月18日（金）までに、申告書などが届かない場合はご連絡ください。また、法定申告期限は1月末日（土・日曜日の場合はその翌日）です。事務処理上、28年1月20日（水）での申告にご協力ください。

平成28年度から適用される個人住民税の主な税制改正

◆公的年金からの特別徴収制度の見直し（28年10月以後）

①仮特別徴収税額の計算方法の見直し（特別徴収税額の平準化）
特別徴収税額の均一化を図るため、仮特別徴収税額が前年度分の公的年金等に係る個人住民税額の2分の1に相当する額となり、仮特別徴収税額は29年4月から下表のとおり計算方法が変わります。

	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
改正前	前年度分の本徴収額×1/3 (2月と同額)			(年税額－仮徴収額)×1/3		
改正後	前年度分の年税額×1/6			(年税額－仮徴収額)×1/3		

②特別徴収の継続
公的年金からの特別徴収対象者が他市区町村に転出した場合や特別徴収税額が変わった場合、特別徴収から普通徴収（納付書払いや口座引き落とし）に徴収方法を変更していましたが、一定の要件下で特別徴収が継続されます。

◆ふるさと納税に係る改正

①特例控除額の拡充
税額控除額の計算のうち、特例控除額の上限が28年度から所得割額（調整控除後の所得割）の10%から20%に拡充されます。

②ワンストップ特例制度
27年4月以降に行うふるさと納税が5団体以内であれば、申請することで確定申告を行わなくても寄附金控除を受けられます。

【確定申告・住民税申告が必要な主な場合】

- ▶会社で年末調整をして医療費控除などを申告する場合、2カ所以上から給与を受給している場合など
- ▶申告特例申請書または申告特例申請事項変更届出書に記載した住所と寄附した年の翌年の1月1日の住所が異なる場合
- ▶27年1月1日から3月31日までにふるさと納税をして寄附金控除を受ける場合

問 市民税課 ☎ 2998-9064